

理事、監事及び評議員に対する報酬及び費用に関する規程

第1条 この規程は、公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会（以下「協会」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、定期的に週3日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬等であつて、その名称にかかわらず、費用とは明確に区分されるものをいう。

第3条 役員等に対して、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、報酬、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。ただし、県を退職後、就任した常勤役員には退職手当は支給しない。
- 3 県、市町所属の役員等には、報酬は支給しない。

第4条 常勤理事の報酬の額は、兵庫県と協議の上、年額11,000,000円（副理事長は、6,000,000円、専務理事は5,000,000円）の範囲内とする。

- 2 地域手当及び通勤手当の額は、協会職員の給与及び旅費に関する規程（以下「職員給与規程」という。）に定めるところの例により算定した額とする。
- 3 期末手当及び退職手当の額は、兵庫県の特別職に属する常勤の職員の例により算定した額とする。
- 4 常勤理事の報酬、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当の支給方法については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。
- 5 県から現職で派遣され就任した常勤理事については、前4項の規定にかかわらず、職員の派遣に関する協定書に基づき支給する。

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、別表1のとおりとする。ただし、非常勤理事又は非常勤監事に対する各年度の報酬の総額は、それぞれ74万円又は24万円を超えないものとする。

- 2 非常勤役員等の報酬は、職務遂行の都度、支払うものとする。

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第7条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類、額及び支給方法、職員給与規程の規定を準用する。

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成22年4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年3月27日から施行する。

別表1（第5条関係）

| 役員等の区分 | 日額報酬 |
|------------------------|----------|
| 理事長 | 15,000 円 |
| 副理事長 | 13,000 円 |
| 理事長及び副理事長以外の理事、監事及び評議員 | 12,000 円 |